Funeral Basic Knowledge School http://www.yamate.or.jp/sougi-kentei

保存版

地域密着で66年！信頼と実績の山手葬祭協同組合がお届けするお役立ち情報 Vol.005

Palette［パレット］

●発行日●
2016.8.15

夏

●発行者：山手葬祭協同組合　〒156-0057　東京都世田谷区上北沢4-33-3　TEL. 03-3302-1710

2面 後悔しない葬儀を行うため、事前相談はとても大事です。
弁護士 渡辺清朗先生の法律コラム 相続の時の遺留分ってなぁに？

3面 葬儀ワンポイントアドバイス その5 良い葬儀社の選び方（1）
だるまのおはなし
税理士 高橋裕義先生の税務コラム 遺産分割協議は亡くなってから10ヶ月が申告期限

4面 いのちの時間
渡辺清朗先生の法律コラム 相続の時の遺留分ってなぁに？
第2回 お葬式のこと知っておこう勉強会 開催日 2016年10月23日(日)
開催報告 ▶ 山手葬祭協同組合主催　第6期「葬儀知識基礎講座&検定」開催しました。

参加申込み受付中

ホームページがリニューアルしました。コチラもチェック！ http://yamate.or.jp

いのちの時間

毎日の私たちの実生活を支えている考え方やものの見方は、古く神話の時代より続いているもので、その秩序や意識には何らかの形で「時間」というものが根幹にあるようなのです。この「時間」というのは「命の時間」と言い換えても良いのかもしれません。というのも、私たち日本人はいろいろなところで「年齢」にこだわったり、重きを置くところにも表れているような気がいたします。

例えば、七五三に始まり、十三詣り、成人式（昔は、元服、裳着もぎ）、年を重ねてくると、還暦、古希、喜寿、傘寿、米寿、卒寿、白寿、百寿とお祝いをするしきたりがあります。「個人」のお誕生日を祝うのではなく、その人が歳を重ねたことをお祝いするのです。還暦、古希などは中国から入ってきた文化だろうと思われますが、それはその年齢を示す言葉を輸入したというだけで、こんなにたくさんの年齢によって祝う習慣は私たちの国日本独自のものでしょう。そもそも、喜寿、米寿などは日本人が創りだした造語です。年を重ねれば重ねるだけ「偉い」ことをその都度確認するしきたりなのです。七五三をお祝いするのは、七歳まで子供は「神様」だという意識があったようなのです。私たち人間は自然の営みの中から生まれてくるのですが、生まれた時にはまだ「人間」ではないと考えたし、誰も、なぜ生まれるのかわからなかった、昔の人には不思議なことに思えたに違いありません。自然の中から何か奇跡的なもの、説明がつかないものが顕れた時に、昔の人はすべて「神様」だと感じたのです。還暦というのは、干支が一巡することですが、子供に還るということでもあります。人は還暦を過ぎてやはり「神様」に近くなるようです。私たち日本人は、「老木」を敬い、大切にしますが、年を重ねた人を称えるのと同じような感覚なのだろうと思います。「老木」がしめ縄を張られて「神木」になるのは、高齢になることは「神様」に近くなるのと同じことなのでしょう。年齢を重ね、「神様」に近くなった人生の先輩を敬う感覚は、今を生かされている私たちの日常生活にもまだ色濃く残っていて、それが当たり前のように年齢をお祝いする習慣にも表れていると思われます。

（記事／杉田伊紗武）

お葬式のこと知っておこう勉強会
＜初級編＞

参加申込み受付中

日程 10月23日(日)
会場 渋谷区勤労者福祉会館2階
定員 先着30名（定員になり次第〆切らせて頂きます。）
●カリキュラム　受講料無料

第1講座 13:30～14:20	送ることの大切さ、葬儀の考え方
第2講座 14:30～15:20	葬儀の基本的な流れを知っておこう
第3講座 15:30～16:20	失敗しないためのアドバイス

※講座終了後、30分程度「個別相談」のお時間を設けております。ご活用下さい。

お問い合わせ・お申込は・・・・
公益社団法人 渋谷区勤労福祉公社
TEL.03-3780-0878 午前8時30分～午後5時 月曜～土曜／日曜・祝日は休み
山手葬祭協同組合事務局でも受付しております。TEL：03-3302-1710
共催／地域密着で67年！信頼と実績の 山手葬祭協同組合

今話題の大人気講座

もしもの事があっても、これで安心 お葬式のこと知っておこう勉強会

十月二十三日(日)に渋谷区勤労者福祉公社様主催、特別講座「お葬式のこと知っておこう勉強会」が、渋谷区勤労福祉公社にて開催されました。昨年秋に開催され、短時間でお葬式の事がわかると参加された方々から大好評でした。今年も講座開催の声が多かったため開催の運びとなりました。受講料は無料です。是非この機会にご参加ください。

○お葬式のことって意外に何も知らない…。
○今から準備しておくことってあるの？
○お葬式の金額ってなんでそんなにいろいろなの？
○良い葬儀社ってどうやって見分けるの？
○失敗しないためにはどんなことに注意すれば良いの？

こんな疑問にお応えします。

◎開催報告
三茶しゃれなぁど
「葬儀知識基礎講座&検定」第六期
無事開催終了となりました。

四月十七日(日)に「葬儀知識基礎講座&検定」第六期講座が開催されました。今回から、一日で全六講座を行うワンデイ講座になりました。当日受講していただきました皆様に深く感謝申し上げます。また今回も沢山のアンケートでご意見やご感想を頂戴しました。葬儀に対する正しい知識を習得していただけるよう今後の講座の質の向上に役立てたいと思っております。

HPリニューアル

山手葬祭協同組合の公式ホームページが新しくリニューアルしました。お役立ち情報掲載中。是非ご覧ください。

◎もしもの時のためにブックマークを。
山手葬祭協同組合 検索
http://yamate.or.jp

後悔しない葬儀を行うため、事前相談はとても大事です。

日本は超高齢化へと着実に進行しており、二〇四〇年をピークに予測されている年間死亡者数は一七〇万人に及ぶとされています。また、町会、商店会等地域社会の昔ながらのお付き合いが希薄になり、近隣のお付き合いや相続の問題で家族や親戚の絆も崩壊するようなケースを耳にすることも少なくありません。

人の死は平等に必ず訪れるものです。事前相談とは、その時に「不安」や「疑問」等を解決しておき、法律の分野でも紛争やトラブルが起きる前にそれを回避するための法律的な措置をとっておくことです。何より慌ただしく準備もないまま葬儀が進み、サービス契約内容をよく吟味せずに選んでしまう傾向があるので、そのため葬儀後に不満を感じることのないようにする大事な対応と言えます。自分や家族の死について考えることがタブーでなくなった現在、事前に自分の葬儀や死後について考え、準備しておくことはこれからの日本人にとって当たり前の習慣になっていくと思われます。前述致しましたが、ご近所や親戚、あるいは家族や宗教者にこれまでの経験を気軽に聞くことは難しくなっています。多くの人が「もしもの時は何をすればいいんだろう・・・」、「お葬式には、幾らぐらいお金が掛かるのかな」といった不安を抱えているものです。様々なストレスを抱えたまま行われるお葬式ではなく、事前相談をうまく活用すれば不安や疑問のないお葬式を執り行えると考えられます。

山手葬祭協同組合の組合員では、様々なご相談に対応できるよう整えております。葬儀のやり方や葬儀にあたって注意しなければならないこと等を気軽にご相談下さい。事前に葬儀社を選び、どのような送り方ができるのか、何を準備しておくか等について相談しておくと、あとは安心して家族の最後の時までを十分に看護出来るはずです。

葬儀とは、日頃あまり馴染みがなく、費用や形式等分からないことが多いものです。また、いざ葬儀を行うときは、時間的にも心理的にも余裕のない状態で葬儀社を選択せざるを得ない状況に置かれることも往々にして考えられます。葬儀のことを事前に考えておく世間的な許容がなされている現在、事前相談を活用することで、葬儀に対する理解が深まり、事前に相談をしておくことで解消できる問題も多々あります。納得した葬儀をあげるために、「この葬儀社になら任せたい」と思える信頼できるパートナーを見つけることも有効な手立てではないでしょうか。事前相談は葬儀というものが分かりやすくなるだけでなく、「故人への感謝」に触れられると思います。宗教離れが進みつつある中で「生きる」、「死」、「安らかなお別れ」、そして「命の大切さ」ですら改めて実感できるとても良いことだと思います。

（記事／豊泉普文）

法律 相続の時の遺留分ってなぁに？

弁護士 渡邊清朗

皆さん、こんにちは。今回は、「相続に関する遺留分」という制度についてご説明します。遺留分とは、亡くなられた方（被相続人）の相続財産について、その一定割合を一定の法定相続人に保障する制度です。遺留分の割合は、相続人が両親等直系尊属のみの場合は法定相続分（法律によって定められている取得割合）の一3分の1、その他の相続人の場合は法定相続分の2分の1となっています。

例えば、夫が亡くなり、相続人が妻と子2人の場合は次のとおりとなります。この場合の法定相続分は、妻が2分の1、子が各自4分の1ずつです。このケースで、夫が自分の全財産を妻に相続させる旨の遺言があったとします。この遺言により、子供2人は父の遺産の分配を全く受けられないのかということが遺留分の問題となります。この場合、子供2人には、各自法定相続分の2分の1である8分の1ずつの遺留分が認められます。したがいまして、子供2人が遺留分の権利を行使すれば、父の遺産の8分の1ずつの分配を受けられることになります。この遺留分という制度は、被相続人の死亡後、遺留分の権利を行使するか否かは全くの自由です。遺留分の権利行使をする場合（これは遺留分減殺請求と呼ばれています）、自分の遺留分が侵害されているのを知ってから1年以内に行使する必要があります。遺留分という制度は、それ自体難しく、あまり耳慣れないものです。遺言があって、自分が分配を受けられないような場合、弁護士にご相談されることをお勧めします。暑い日が続きますが、平穏な毎日であります ように。

葬儀ワンポイントアドバイス その5 良い葬儀社の選び方（1）

今回は、あなたの大切な方をお送りするときの良い葬儀社の選び方についてお話しさせていただきます。ポイントは細かく申し上げれば様々ありますが、大切なポイントが五つあります。今回はそのうちの三つをご説明します。

一つ目は「なんといっても地域に根差した葬儀社であること」です。地域に根差した葬儀社はその地域の葬儀情報や風習に詳しいので、適切な助言が可能です。今や何処にいてもインターネットで葬儀社を検索できる時代ですから、看板も無い事務所に電話と電話番だけがいて、承ったご依頼を横流しするだけのブローカーまがいの葬儀社が多く存在します。そういった葬儀社は地域情報に疎い上に自社で対応するのは一部で、状況によっては料理の追加権限の無い孫請けが対応する場合も有ります。当り前のようですが「店舗を構え、そこにスタッフが常駐している」が目安になります。

二つ目のポイントは「担当者が一貫して対応してくれる葬儀社」です。途中で引き継ぎも無しにコロコロと担当者が変わる葬儀社が有りますが、そんな対応ですと情報の伝達漏れが有って、お願い事が出来ていなかったり、行き違いが発生したりします。出来る限り打合せから、通夜・葬儀の立会い、火葬場の案内にご集金まで一貫して一人の担当者が対応する葬儀社が良いです。仮に変更があるなら、顔を合せての引き継ぎが必要です。

三つ目のポイントは、「あなたが希望している葬儀を得意としている葬儀社であること」です。葬儀社には規模や形式など得手不得手が有り、それはある意味経験値の違いと言えると思います。

次回はあと二つのポイントについてお話しします。どうぞお楽しみに。

（記事／清水敬哲）

だるまのおはなし

今日は、「だるま」のお話です。「だるま」といいますと、体が丸く目が白く、のちに目を黒く入れる縁起物と捉えていると思います。

インドから中国に渡った僧侶で「達磨大師」という方がおりました。中国で活動し、のちに日本伝わり、座った姿をモチーフに現在の「だるま」のかたちになりました。

「だるま」とはインドの言葉のサンスクリット語で「法」を意味します。ゴータマブッダ（お釈迦様）の最期の経典で「大般涅槃経」がありますが、その中に、頼るものは二つ。それは「自己」と「法」であると言っております。「自己」は正しく生きる判断をする自分、「法」は判断基準となる考え方であると言っております。経典は判断基準となるゴータマブッダの教えです。

だるま＝法

（記事／上原明夫）

税務 遺産分けと相続税の申告①

税理士 高橋裕義

相続税は、遺産分けの話し合い（遺産分割協議）の結果に基づいて申告します。申告は、原則として亡くなってから十ヶ月以内です。ところで、いろんな事情で、この期間に遺産分割協議がまとまらないことがあります（「未分割」といいます）。遺産分割協議には期限がありませんから、亡くなってから何年も争うこともありますが、未分割の場合でも、亡くなってから原則十ヶ月の間に、申告と納税を行わなければなりません。

未分割の場合には、とりあえず、法律上の相続分で各相続人が遺産を取得したものとして、本来の期限である、亡くなってから十ヶ月以内に、相続税の仮申告と仮納付を行います。こうしないと、何年も遺産分割協議が決まっていないフリをして、申告と納税を先延ばしにできてしまい、本来の申告期限内に遺産分割協議が決まった人と比べて、不公平になるからです。

相続税を計算する際には、「配偶者が遺産を取得した場合の税額減額特例」「小規模宅地の評価減」など、誰が相続したかによって適用が受けられるかどうか決まるものがあります。未分割の場合には、まだ誰が遺産を取得するか決まっていないわけですから、その未分割の遺産については、これらの特例措置が受けられません。その結果、未分割の状態で行う仮申告と仮納付は、遺産分割が決まっている場合に比べて、多額の納税を行うことになるのが一般的です。次回以降、未分割の場合の相続税について詳しくお伝えします。